

このニュースレターは、日本 F H 協議会会員の方にできるだけ早急にお知らせしなければならない情報や知っておいてもらいたい 1 つないし 2 つの情報を送ります。必要ならプリントしてあるいは保存しておいてください。

退所児童に自立支援資金貸付事業の運用が改善

5月27日 厚労省より「令和2年度第二次補正予算案に係る児童養護施設等に対する財政措置等について」という文書が出ました。それによると（F Hに関する部分を抜粋）

【拡充内容】として

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため（略）、一定期間の就業継続により返還が免除される生活費の貸付金額を増額するなど、自立支援資金貸付事業を拡充する。

- 就職によって退所した児童が、新型コロナウイルスの影響で内定取り消しや休業によって収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者
 - 家賃貸付額 家賃相当額（生活保護制度での当該地域の住宅扶助額まで）
貸付期間 2年間だったものを3年間に（求職期間を含んで）
 - 生活費貸付額 月額8万円に（求職期間を含んで）
貸付期間 6か月間（求職期間を含む）
- 大学等に進学した退所児童のうち、新型コロナウイルスの影響でアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者
 - 家賃貸付額 家賃相当額（同上）
貸付期間 正規修学年数
 - 生活費貸付額 月額5万円が8万円に。
貸付期間 正規修学年数（拡充分は6か月間—その後は5万円）

連絡先は各都道府県担当課へ